

尼崎市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年8月27日 午後5時13分～午後5時54分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	西野 信幸
事務局参与	能島 裕介
管理部長	尾田 勝重
施設担当部長	橋本 謙二
学校運営部長	梅山 耕一郎
学校教育部長	平山 直樹
教育総合センター所長	西川 嘉彦
社会教育部長	牧 直宏
企画管理課長	高木 健司
施設整備担当課長	山口 泰範
学務課長	池下 克哉

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第4号 潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更契約について
- (2) 議案第43号 平成30年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (3) 議案第44号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2の「議事」について、「報告第4号 潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更契約について」及び「議案第43号 平成30年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第4号」及び「議案第43号」は、公開しないことと決しました。

次に、「議事」の「議案第44号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第44号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 7月臨時会及び定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
7月臨時会及び定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 質疑なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。総務関係につきましては、8月4、5日に開催のみんなのサマーセミナーで約延べ6千人の参加がありました。学校教育関係、社会教育関係につきましてはご清覧のとおりでございます。9月主要行事予定としましては、8月31日に尼崎市防災総合訓練で図上訓練がございまして、9月11日から10月12日までは9月市議会定例会がでございます。報告は以上でございます。

松本教育長 また、報告が他にもございまして、8月9日に臨時校長研修会を学校教育課が開催し、いじめの報告と対応に関する研修をしております。わたくしからも「児童生徒の「命」を守る取組の強化に向けて」というメッセージを出しております。資料のとおりですが、長期の休み明けの9月1日に自殺する子どもたちが多く、それを学校がどこまで防ぎきれるのかという問題があるものの、注意喚起をしてしっかりと気になる子どもたちのフォローを事前にしましょうということで、注意喚起をしたところで。内容としましては、教育委員会においては、これまでも、自殺対策基本法等に基づき、児童生徒の自殺予防に係る取組を進めているところで。一方で、自殺対策白

書の資料によると、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。このため、夏休み明けにおいては、特に、児童の自殺予防に向けた取組を意識的に強化していくことが重要と考えています。また、いじめについては、本市においても、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」と認定された事案が発生しています。いじめの捉え方については、各学校で差があるのが現状ですが、いじめは、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上で、どうしても発生するものであり、この点、国からも、いじめを幅広く認知をし、組織として対応することが求められています。学校の教育活動の過程において、児童生徒の生命、心身又は財産等を守り、すべての児童生徒が、生きがいを持って学校に通える環境を維持することは、教育委員会・学校の責務です。教育委員会においても、「生徒指導ハンドブック」を作成し、各学校に配布しておりますので、管理職及び生徒指導担当教員においては、改めて「生徒指導ハンドブック」に目を通していただくとともに、教育委員会生徒指導担当から別途周知する関連資料についても、夏休み中に目を通していただきますようお願いいたします。また、全教員においても、下記の点について確認をいただき、2学期に向けた取組の徹底をお願いいたします。

1. 児童生徒の様子の変化をきめ細やかにチェック、1学期に実施したアンケート調査結果を改めて確認するとともに、1学期の学校生活及び夏休み中の指導の中で注意を要する児童生徒が存在する場合は、2学期が始まる前から、全校（学年）登校日、部活動等の機会をとらえ、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認してください。この際、注意を要する児童生徒であることなどの判断については、学級担任等のみで抱え込まずに、必ず、学年主任、生徒指導主事及び管理職等と共有を図り、組織として対応をしてください。そのことが、個々の判断の精度を高めることにつながります。
2. 保護者・地域との信頼関係の構築、児童生徒の様子の変化をきめ細やかにチェックするためには、学校内の様子だけではわからないことがあります。このため、保護者や地域の方々と信頼関係を構築し、児童生徒の学校外での様子を把握できるよう努めてください。
3. 児童生徒の様子の変化が確認された場合はすぐに組織で情報共有・対応、本人からの相談、保護者からの相談又は友達からの相談等、児童生徒の様子の変化などが確認された場合、一人で抱え込まずに、すぐに学年主任、生徒指導主事及び管理職等と情報共有を図るようお願いいたします。また、児童生徒に対しアンケート調査を実施した際には、アンケート調査に気になる点が記載されていないか否かについては、必ず、当日中に確認をし、学年主任、生徒指導主事及び管理職等と共有を図り、組織として対応をしてください。「夕方だったから」、「管理職が不在だったから」、「その他の業務が忙しかったから」といった理由で情報共有が図られなかった場合、後に大きな問題となることもあります。なお、教育委員会は、各学校の児童生徒の「命」を守る取組に対し全力でサポートをいたします。各学校において判断に迷う場合や気になる点があれば、いつでも、生徒指導担当に相談をしてください。
4. その他、各学校の管理職においては、上記1.～3.における学校の対応に関する体制に不備がないか再確認をし、万全の態勢で2学期を迎えられるよう準備をお願いします。学校の体制に不備がないか夏休み中に確認し、万全の体制で2学期を迎えられるようにしてくださいということで、改めて注意のポイントを臨時校長研修会で周知しました。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 夏休み明けの直前に先生から気になる児童にアクションはとっているのか。

西野教育次長 気になる児童には事前に連絡を取っております。全校登校日や学年登校日がある場合はそこで様子を窺ったり、欠席した児童には電話をしたり、コンタクトは必ず取っています。

松本教育長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会8月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会8月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時54分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会8月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。